



当事者の声を聴け!緊急院内集会

再減額方針の撤回を求めて、350人以上が参加



(全生連提供)



ハイブリッド形式で熱気あふれる集会

12月9日（火）、衆議院第一議員会館多目的ホールにて、ハイブリッド形式の「司法軽視の再減額方針の撤回を求める緊急院内集会」が開かれました。会場には150人、オンラインでは198拠点の参加がありました。今回も、国会議員や多くのマスコミ、ネットメディア記者が駆け付けました。

今回の集会は、厚労省が11月21日に公表した最高裁判決を受けての対応方針について、補償が一部にとどまること、原告とそれ以外の生活保護利用者への対応を分けるものであることから、その撤回を求めて緊急に開催したものです。

司会は、共同代表の雨宮処凜さんと稻葉剛さん。開会の挨拶は、雨宮処凜さんが、11月21日の厚労省の補償方針が何度も読んでもわかりにくく、かつ問題の多いものだと批判し、原告に向かい合って謝罪してほしいと求め、原告と原告以外を分断することなく連帯していこうと呼びかけました。

最初に、法学研究者123名による、最高裁判決に従わない厚生労働省の対応に対する緊急声明が紹介されました。

基調報告—「権利はたたかうものの手にある」

尾藤廣喜弁護士が、基調報告を行いました。

朝日訴訟、生存権裁判（老齢加算、母子加算廃止訴訟）を振り返り、ともに生活保護利用者が声を上げて始まったこと、そして生存権裁判最高裁が示した判断枠組で、基準変更が違法とされる場合を示したことを特徴としてあげました。ともに最高裁では原告が敗訴しましたが、この生存権裁判最高裁判決の判断枠組みが、今回の原告勝訴にいたったことを強調しました。

「前代未聞の引き下げに対しては前代未聞の反撃を！」で始まったこの裁判の意義を確認し、そのうえで、最高裁判決の意義を確認し、原告が全面に立ってたたかったことが勝訴に導いたと話しました。最高裁判決後は、厚生労働省は原告に謝罪せず、一部補償にとどまる対応をしていることを批判しました。

最後に、私たちは歴史的成果に確信を持とう、闘いを高く評価しよう、国に謝罪を求め、厚労省の対応策を撤回させ、再発防止策の確立と生活保障法の制定を求めていこうと呼びかけました。

原告や当事者の訴え一分断を許さない

原告（青森の郡川恵美子さん）

青森地裁、仙台高裁で勝訴したことが素直にうれしいです。最高裁判決後、国は違法状態を続けています。補償がおり、この冬はあたたかい部屋で過ごせると期待していました。でも国は、命にかかる間違いを続けており、本当に腹が立ちます。「恥ずかしくないか」と聞いてみたいのです。私たち生活保護利用者はいつまで我慢し続けるべきではないのですか。生活保護利用者全員に、同じ補償をしてください。頑張っていきましょう。

ほか、北海道の宮崎砂和子さん、富山の村山和弘さん、大阪の新垣敏夫さん、愛知の澤村彰さん、神奈川の高橋史帆さんが発言しました。

原告以外の保護利用者（北海道の荒川豊さん）

病気のためフルタイムで働くことが難しく、生活保護を利用しています。審査請求運動にはかかわりましたが、子どもがバッシングを受けることを恐れて裁判は断念しました。原告にはならなかつたけれども裁判支援と一緒にたたかってきましたので、地裁、高裁判決の原告勝訴に喜びました。私のように原告になりたくてもなれなかつた方は、全国に多くいると思います。分断をあおるような厚労省の方針は許せません。原告以外にも同額の補償をしてください。

ほか、東京の川西浩之さんが発言しました。

閉会あいさつ

小久保哲郎弁護士は、不誠実な対応の背景を分析し、私たちの闘いはまだ「道半ば」であると話しました。

しかし、決して10数年前の振り出しにもどっているわけではありません。補償額は値切られたとはいえ、これから300万人の生活保護利用者に対し、総額2000億円規模の被害補償がされます。支給事務に関する自治体

への補助に401億円、相談センターの設置等に17億円が使われます。これは世界初で、前例のないすごいことです。10数年前に国が引き下げを強行したとき、国は、私たちの力を見くびっていたと思います。生活保護利用者なんてどうせ力がないから蟻のように踏みつぶしてしまえばいいと考えていたと思います。でも、私たちは、ただの蟻の大群ではなく、巨象を倒した蟻の大群です。

私たちの運動は分断や対立に決して陥らず、10数年のたたかいで培った団結と連帯をまもり、皆さんと闘い続けたいと思います。

なお、集会のなかで、国会議員の方々から、厚生労働省対応を批判し、国会審議でも一部補償対応を撤回するよう尽力する旨の熱い応援メッセージがありました。また、集会後には記者会見を開きました。多くの記者から熱心に質問が出て、翌日からの報道につながりました。

ほか、詳しくは、当会のホームページをご覧ください。



これまで厚労省・裁判所に 403,000筆超の署名提出



12月9日午前中に、厚労大臣あての署名を提出しました。これまでに提出した個人署名は61,641筆、団体署名は、団体署名は1,598筆になります。

ほかに、最高裁宛の署名は169,025筆を提出しているほか、全国各地で裁判所等にあてた署名は403,300筆にものぼります。

10数年以上にわたる裁判支援活動の柱の一つとしてとりくんできた成果です。

いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

(口座)○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は
①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。